

監査公表第7号（平成22年10月8日、県公報第3170号登載）

「住民監査請求に基づく監査（平成22年度）」

請求内容：「天皇陛下御即位20年奉祝行事に係る公金支出について」

## 住民監査請求に係る監査結果

平成22年 9月21日

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成22年7月26日

#### 2 請求の内容（原文のまま）

2009年10月25日、福岡県は、天皇陛下御即位20年福岡県奉祝委員会と共催で、「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」を開催した。この集いの開催のために、県知事麻生渡が、この集いの名誉会長に就任し、県職員百数十名を動員し、その旅費・日当として百数十万円を県費より支出した。

しかしながら、この支出は、以下述べるとおり違法、不当な支出である。

県は、「天皇御即位20年を県民こぞってお祝いする」としているが、全ての県民が「こぞって」お祝いしているわけでは決してない。そもそも、民主主義にそぐわない身分制度の象徴である天皇制自体を認めない人々、天皇の戦争責任を追及している人々、格差社会の底辺にあって、その拡大を創り出してきたこの20年を祝う事などとても無いと考える人々等々県民には、色々な考えの人々が存在している。それを無視し、「県民こぞって」と一緒にして、ひっくるめてお祝いをするなどということは、不当である。

また、本件支出は、地方自治法第1条、憲法14条、19条、20条、89条に違反する違法なものである。

従って、この集いの共催を決めた麻生渡知事に対し、違法不当に支出された公金百数十万円のうち100万円の弁済を求めるべきである。

#### 3 事実証明書

- (1) 「天皇陛下御即位二十年奉祝福岡県民の集い」のリーフレット
- (2) 平成22年1月27日付け開示請求に対する開示決定状況一覧
- (3) 平成21年10月25日に実施された「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」式典参加に係る公文書開示決定通知書、公文書部分開示決定通知書及び開示された出張命令書、管理職員特別勤務実績
- (4) 「天皇陛下御即位二十年奉祝福岡県民の集い」掲載新聞記事
- (5) 天皇制に問題あり！福岡連絡会会則

### 第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成22年7月26日付けでこれを受理した。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求人は、福岡県（以下、「県」という。）が天皇陛下御即位20年福岡県奉祝委員会（以下、「奉祝委員会」という。）と共催で、「天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い」（以下、「奉祝県民の集い」という。）を開催し、県職員百数十名を動員し、その旅費及び管理職員

特別勤務手当として百数十万円を県費より支出したことが違法若しくは不当と主張しており、旅費及び管理職員特別勤務手当の支出の違法性若しくは不当性の有無について監査の対象とした。

## 2 監査対象機関及び監査対象所属

知事部局、議会事務局、教育委員会及び労働委員会事務局を監査対象機関とし、総務部行政経営企画課（以下、「行政経営企画課」という。）及び同部人事課（以下、「人事課」という。）を監査対象所属とした。

## 3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年9月13日に請求人から陳述を受けた。その際、監査対象所属の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりであった。

「天皇制に問題あり！福岡連絡会」は1990年に結成、国体や植樹祭の反対運動を展開してきた。今回の「県民の集い」に対しては県費の支出だけでなく、県が共催したことに一県民として抗議する。

民主主義にそぐわない天皇制は身分差別の象徴である。福岡県の行為は例外的に押しとどめておくべき天皇の存在を普遍化絶対化していくものであり、憲法上許されない。

信教・思想・信条など人間の内面・心は人それぞれに違う。反対者がいる催しに税金を使うのはおかしい。少数者の多様な思想・信条に対して中立的な社会を作るべきなのに、知事が音頭をとって奉祝県民の集いを主催することは、近代社会の歩みに反する。

知事の行為は、憲法の国民主権に反し、地方自治の本旨に悖り、どんな理由で天皇即位20年を祝うのか明示していない。また、自治法の「住民の福祉の増進を図る」ことにならないことは明白である。

福岡県民の一人として知らないうちに「奉祝」させられていたことに、とても強く憤っており、「天皇在位20年を奉祝した福岡県民」の中から私を除外してほしいと真剣に思っている。

なお、旅費及び日当だけでは八十数万円であるが、県職員の元々の報酬を加えれば百数十万円どころか二百数十万円を県費として支出している。

従って、知事は奉祝県民の集いに違法若しくは不当に支出した公金の内、100万円を弁済しなければならない。

証拠として提出された事実証明書は次のとおりである。

- (1) 天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集い宣伝チラシ
- (2) 福岡県民の集い式次第
- (3) 福岡県民の集い祝意表明文
- (4) 「福岡県民の集い」開催
- (5) 「福岡県民の集い」掲載新聞記事
- (6) 申入書
- (7) 天皇祝賀行事反対申し入れ新聞記事、天皇陛下即位20年福岡市で集い新聞記事
- (8) 天皇即位20年集会「県費の支出違法」新聞記事
- (9) 天皇即位20年11.12政府主催記念式典に異議ありピラ
- (10) 天皇即位20年奉祝福岡県民の集いに異議ありピラ
- (11) 昭和の日なんか知らないピラ

- (12)「ウソだらけの植樹祭」冊子
- (13)Anti20合本<天皇即位20年奉祝>に異議あり
- (14)「天皇即位20年祝賀」反対！大阪行動ニュース6号
- (15)陳述書
- (16)天間連の結成と活動について
- (17)意見書
- (18)陳述書
- (19)意見陳述書
- (20)陳述書

#### 4 監査対象所属に対する監査

行政経営企画課長に対し、平成22年8月9日から8月30日までのうち4日間、奉祝県民の集いの開催及び県職員の職務命令に係る関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。また、人事課長に対し、同年8月9日、県職員の職務命令について聴き取り調査を行った。

### 第4 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 奉祝県民の集いの実施について

平成21年5月19日付け総務省事務次官通知により、各都道府県に対し、国民の祝意の機運を高めるための取組みに係る協力要請が行われたことを踏まえ、県は、県民の祝意の機運を高める観点から、奉祝県民の集いを同年10月25日に奉祝委員会と共催で実施した。

開催年月日 平成21年10月25日（日）

開催場所 シーホークホテル福岡

参加人数 約3,500人

内容 奉祝式典のほか、祝舞、音楽演奏などの催事等

##### 奉祝県民の集い開催までの経緯

年 月 日	経 緯
平成21年5月19日	・「天皇陛下御在位二十年慶祝行事について」（総務事務次官通知）が発出された。
同年7月17日	・県は、奉祝県民の集いを奉祝委員会と共催することを決定。
同年10月6日	・「天皇陛下御在位二十年記念式典の挙行について」（総務事務次官通知）により、式典開催の閣議決定がなされた旨の通知が発出された。
同年10月25日	・奉祝県民の集いの開催

##### (2) 国等の対応について

国においては、天皇陛下御即位20年慶祝行事について、平成21年10月6日に天皇陛下御在位二十年を記念し、国民こぞってこれを祝うため、天皇陛下御在位二十年記念式典を挙げる旨の閣議決定がなされ、同年11月12日に記念式典が挙行された。

なお、多くの都道府県においても、同年5月19日の総務事務次官通知を踏まえて、何らかの取組みが行われた。

### (3) 県職員の奉祝県民の集いへの従事について

平成21年9月18日、行政経営企画課長は、知事部局本庁各部、議会事務局、教育庁及び労働委員会事務局（以下、「関係部局」という。）に対して、奉祝県民の集いへの従事を100名程度依頼した。

関係部局は、適正であるとの判断のもとに、奉祝県民の集いに県職員108名を従事させ、これに対して後日、旅費57,320円、管理職員特別勤務手当678,000円、合計735,320円を支出した。

### (4) 職務命令等について

奉祝式典については、知事が奉祝委員会の名誉会長に就任し、奉祝委員会と県との共催で実施された。

式典の主催者でもある県が、式典の成功を図るために必要となる準備作業等に職員を従事させるため、職員に職務命令を発し、当該職員への旅費及び管理職員特別勤務手当を福岡県職員等の旅費に関する条例及び福岡県職員の給与に関する条例の定めるところにより支給しており、県では、適正を欠くものではないとしている。

## 2 判断

請求人は、県が「天皇御即位20年を県民こぞってお祝いする」としているが、全ての県民が「こぞって」お祝いをしているわけでは決してない。県民には色々な考えの人々が存在しており、それを無視して「県民こぞって」と一緒にして、お祝いするなどということは不当であると主張している。また、県が奉祝県民の集いの参加のため、県職員百数十名を動員し、旅費及び管理職員特別勤務手当として百数十万円を県費より支出したことが違法若しくは不当であると主張している。

そこで、旅費等の支出の原因となった奉祝県民の集いへの県職員に対する職務命令の違法性若しくは不当性について判断する。

### (1) 奉祝県民の集いについて

地方公共団体の事務については、自治法第2条第2項において「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定されており、県は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものである。

奉祝県民の集いは、平成21年5月19日付け総務省事務次官通知により、国民の祝意の機運を高めるための取組みに係る協力要請が行われたことを踏まえ、県が、県民の祝意の機運を高める観点から、奉祝委員会との共催により実施したものであり、県の事務として妥当性を欠くものではない。

なお、国も閣議決定して様々な慶祝行事を行っているものであり、多くの都道府県においても総務事務次官通知を踏まえた何らかの取組みが行われた。

(2) 県職員への職務命令について

奉祝県民の集いは、国の協力要請を踏まえて、県民の祝意の機運を高める観点から、民間とともに県も共催し行われたものであり、式典の成功を図るために必要となる準備作業等に職員を従事させるため、職務命令を発したものである。

このように奉祝県民の集いは、県の事務として実施したものであり、その式典の成功のために行ったものであることから、その職務命令は適正を欠くものとは言えない。

(3) 県職員への旅費等の支出について

前述のとおり職務命令が適正を欠くものとは言えない以上、当該職務命令に従って出張した者に対して福岡県職員等の旅費に関する条例に基づく旅費並びに福岡県職員の給与に関する条例に基づく管理職員特別勤務手当の支出については違法性若しくは不当性は認められない。

よって、本請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。